

長野県企業局被服等貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように制定する。

平成14年3月28日

長野県公営企業管理者 飯澤 清

○長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局被服等貸与規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局被服等貸与規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条関係)

貸与対象者	品目	員数	貸与期間
運転技師の職にある職員	作業服(上・下)	1着	2年
	夏期用作業シャツ	2着	2年
	防寒作業上衣	1着	4年
	長靴	1足	2年
	作業帽子	1個	4年
現地調査に従事する事務職員	作業服(上・下)	1着	在職期間
	長靴	1足	在職期間
	作業帽子	1個	在職期間
開発地点の調査、測量等の業務に従事する職員	作業服(上・下)	1着	2年
	夏期用作業シャツ	2着	2年
	雨外衣	1着	4年
	防寒作業上衣	1着	4年
	長靴	1足	2年
	防寒靴	1足	3年
工事現場の監督検査に従事する職員	作業帽子	1個	2年
	作業上衣	1着	2年
	作業ズボン	2着	3年
	夏期用作業シャツ	3着	2年
	雨外衣	1着	4年
	防寒作業服(上・下)	1着	4年
	長靴	1足	2年
	安全靴	1足	4年
	防寒靴	1足	3年
	地下足袋又はズック靴	1足	3年
作業帽子	1個	2年	
保安帽	1個	3年	

電気事業において電気工作物の保守管理に従事する職員又はガス事業若しくは水道事業において当該施設の保守管理に従事する職員	作業上衣(新たな貸与対象者に貸与されるものに限る。)	2着	2年
	作業上衣(新たな貸与対象者に貸与されるものを除く。)	1着	2年
	作業ズボン	2着	2年
	夏期用作業シャツ	3着	2年
	雨外衣	1着	4年
	防寒作業服(上・下)	1着	4年
	長靴	1足	2年
	安全靴	1足	4年
	防寒靴	1足	3年
	地下足袋又はズック靴	1足	3年
	作業帽子 保安帽	1個 1個	2年 3年
水道事業において水質検査に従事する職員	作業服(上・下)	1着	2年
	白衣	2着	2年
	防寒作業上衣	1着	4年
	長靴	1足	2年
	作業帽子	1個	2年
電気事業、ガス事業又は水道事業の現地機関の現場における業務に従事する事務職員	作業服(上・下)	1着	2年
	夏期用作業シャツ	1着	2年
	防寒作業上衣	1着	4年
	長靴	1足	2年
	作業帽子	1個	2年

(備考) 職員が貸与対象者の欄の区分の2以上に該当するときは、いずれか1の区分を適用する。

附 則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

総 務 課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定する。

平成14年3月28日

長野県公営企業管理者 飯 澤 清

○長野県公営企業管理規程第3号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の電気課の項中「管理係の」を「管理計画係の」に、

管 理 係	第5条第8号（技術に関する事項に限る。）から第11号までの事項	を
建 設 係	第5条第12号及び第13号の事項	
」		
管理計画係	第5条第8号（技術に関する事項に限る。）から第13号までの事項	に
」		

改める。

別表第5の須坂ガス管理事務所の項中

中野支所	中野市	中野市 下高井郡山ノ内町	を
豊野支所	上水内郡 豊野町	長野市（大字赤沼の区域に限る。） 上高井郡小布施町 上水内郡豊野町	
」			
中野支所	中野市	中野市 下高井郡山ノ内町	に改める。
」			

附 則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

総 務 課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定する。

平成14年3月28日

長野県公営企業管理者 飯 澤 清

○長野県公営企業管理規程第4号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項及び第49条第1項中「様式第43号」の次に「から様式第43号の3まで」を加える。

第56条第2項中「するとともに、お支払通知によりその旨を債権者に通知」を削り、同条第3項を削る。

様式第43号を次のように改める。

(様式第43号) (第48条、第49条関係)

旅費概算・精算請求 旅行命令 (依頼)		起票		旅行、請求者 所属氏名				命令印	
事業会計		.		.				決裁回議	
仕	用務の内容	発着地・経過地	方法	距離 km	運賃等	急行料金	特別車両 (船室)	備考	変更 命令印
月・日									
—									
—									
—									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
・									
計									
									①

命令権者
確認印

①

計

職員		の移動に係る		交通費等		備考	
月・日	発着地・経過地	方法	距離	運賃等	急行料金	特別車両(船室)	備考
・				円	円	円	
・							
・							
計						①	
月・日	宿泊施設	宿泊料	食卓料	備考	計	精算者印	職員
・					②		の交通費等
・					③		①+②+③
・	内容・金額						円
月・日	発着地・経過地	方法	距離	運賃等	急行料金	特別車両(船室)	備考
・				円	円	円	
・							
・							
・							
・							
計				a	b	c	① a + b + c
月・日	宿泊施設	宿泊料	食卓料	備考	計	精算者印	扶養親族
・							移転料
・							①+②
・							円
計					②		
摘要						合計	円

(裏)

移転申告書

区分	氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
移転した者	本人				
	扶養親族				
移転年月日		異動発令年月日			

上記のとおり移転しました。

年 月 日 職氏名

印

(注) 領収証等は、下余白にはり付けすること。
 (備考) 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

附則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

総務課

企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定する。

平成14年3月28日

長野県公営企業管理者 飯 澤 清

○長野県公営企業管理規程第5号

企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の部分休業に関する規程（平成4年長野県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「1歳」を「3歳」に改める。

附 則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

総 務 課

長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県公安委員会委員長 塚 田 和 男

○長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

（長野県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項第2号中「長野市松代交番」の次に「辰野町交番」を加える。

（長野県警察の組織に関する規則の一部改正）

第2条 長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一

部を次のように改正する。

第30条第2項中「、長野県諏訪警察署」を削る。

附則第3条を削る。

別表第2の16を削り、同表の15中

岡谷市川岸警察官駐在所	岡谷市川岸上三丁目	岡谷市 川岸上一丁目から四丁目まで 川岸中一丁目から三丁目まで 川岸東一丁目から五丁目まで 川岸西一丁目及び二丁目 川岸	を
-------------	-----------	---	---

岡谷市川岸警察官駐在所	岡谷市川岸上三丁目	岡谷市 川岸上一丁目から四丁目まで 川岸中一丁目から三丁目まで 川岸東一丁目から五丁目まで 川岸西一丁目及び二丁目 川岸	に
辰野町交番	辰野町大字伊那富	辰野町 大字伊那富 大字辰野 大字平出 大字横川 大字上島	
辰野町赤羽警察官駐在所	辰野町大字赤羽	辰野町 大字赤羽 大字沢底 大字樋口	
辰野町小野警察官駐在所	辰野町大字小野	辰野町 大字小野 大字小野筑	

改め、同表15を同表の16とし、同表の14中

下諏訪町交番	下諏訪町	下諏訪町	を
茅野市交番	茅野市塚原2丁目	茅野市 ちの 仲町 中沖 塚原1丁目及び2丁目 本町東 本町西 城山 宮川 米沢 中大塩 湖東 豊平 泉野 玉川 金沢	
茅野市北山警察官駐在所	茅野市北山	茅野市 北山	
原村警察官駐在所	原村	原村	
富士見町交番	富士見町富士見	富士見町	

下諏訪町交番	下諏訪町	下諏訪町
--------	------	------

改め、同表14を同表の15とし、同表の13の次に次のように加える。

14 長野県茅野警察署

交番、駐在所の名称	交番、駐在所の位置	所管区域
茅野市茅野駅前交番	茅野市ちの	茅野市 ちの 仲町 中沖 塚原1丁目及 び2丁目 本町東 本町西 城 山 宮川 金沢
茅野市尖石縄文交番	茅野市豊平	茅野市 米沢 中大塩 湖東 豊平 泉 野 玉川
茅野市北山警察官駐在所	茅野市北山	茅野市 北山
原村警察官駐在所	原村	原村
富士見町交番	富士見町富士見	富士見町

別表第3中

長野県長野中央警察署	善光寺警備派出所	長野市大字 長野	善光寺及び城山公園の 一帯
長野県諏訪警察署	茅野駅前警備派出所	茅野市ちの	茅野駅及びその付近一 帯

長野県長野中央警察署	善光寺警備派出所	長野市大字 長野	善光寺及び城山公園の 一帯
------------	----------	-------------	------------------

改める。

(警察署協議会運営規則の一部改正)

第3条 警察署協議会運営規則(平成13年長野県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

長野県諏訪警察署協議会	20
長野県岡谷警察署協議会	10
長野県辰野警察署協議会	7

を

長野県茅野警察署協議会	10
長野県諏訪警察署協議会	10
長野県岡谷警察署協議会	10

に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

警 務 課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県公安委員会委員長 塚 田 和 男

○長野県公安委員会規則第4号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条関係)

階級等別 区分	警 察 官						事務吏員、技術吏員及びその他の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	小 計		
長野県警察本部	人 65	人 107	人 272	人 187	人 112	人 743	人 256	人 999
長野県警察学校	2	3	9			14	9	23
警 察 署	48	130	631	755	678	2,242	184	2,426
初 任 科 生					180	180		180
合 計	115	240	912	942	970	3,179	449	3,628

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

警 務 課

公安委員会関係長野県情報公開条例施行規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県公安委員会委員長 塚 田 和 男

○長野県公安委員会規則第5号

公安委員会関係長野県情報公開条例施行規則

長野県公安委員会が管理する公文書に係る長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）の施行については、長野県情報公開条例施行規則（平成13年長野県規則第6号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

広 報 課

長野県情報公開条例第7条第2号のウの職を定める規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県公安委員会委員長 塚田和男

○長野県公安委員会規則第6号

長野県情報公開条例第7条第2号のウの職を定める規則

長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条第2号のウに規定する公安委員会規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

広 報 課

テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県公安委員会委員長 塚田和男

○長野県公安委員会規則第7号

テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則（平成11年長野県公安委員会規則

第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する
条例施行規則

第1条中「テレホンクラブ等営業の規制に関する条例」を「年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出しを「(利用カードの販売等の開始の届出)」に改め、同条第1項中「第6条第3項」を「第6条第1項」に、「利用カード販売開始届出書(様式第4号)」を「利用カード販売等開始届出書(様式第1号)」に改め、同条第2項中「第6条第3項第5号」を「第6条第1項第5号」に改め、同項第1号中「利用カードを販売する場所(以下「販売所」という。)」を「販売所(自動販売機等を除く。)を設置する場合にあっては、販売所」に改め、同項第2号中「者」を「者(次項において「管理者」という。)」に改め、同項第3号中「を販売」を「の販売等を」に改め、同項第4号中「販売する利用カード」を「利用カード又は識別番号の情報」に、「及び」を「及び所在地又は事務所の」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 自動販売機等を設置する場合にあっては、設置する自動販売機等の形態、型式及び製造番号

第4条第3項第1号及び第2号中「を販売」を「の販売等を」に改め、同項第3号中「500メートル」を「200メートル」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「販売所における業務の実施を統括管理する者」を「管理者」に改め、同号を同項第4号とし、同条を第2条とする。

第5条の見出し中「利用カード販売」を「利用カードの販売等」に改め、同条第1項中「第6条第4項」を「第6条第2項」に、「利用カード販売廃止届出書(様式第5号)又は利用カード販売変更届出書(様式第6号)」を「利用カード販売等廃止届出書(様式第2号)又は利用カード販売等変更届出書(様式第3号)」に改め、同条第2項中「利用カード販売変更届出書」を「利用カード販売等変更届出書」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(年少者でないことを確認するための措置)

第4条 条例第9条に規定する年少者でないことを確認するための措置は、次の各号のいずれかに掲げる措置とする。

(1) 年少者でないことが一見して明らかの場合を除き、利用カードの販売等の相手方(以下この条において「相手方」という。)から身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該相手方の年齢又は生年月日を証する書面(次号において「身分証明書等」という。)の提示を受けること。

(2) 相手方から身分証明書等の写しをファクシミリ装置により受信すること。

(3) 相手方から、クレジットカードを使用する方法その他の年少者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

(4) 自動販売機等で利用カードの販売等を行う場合にあっては、相手方の年齢を識別することのできる装置を備え付けること。

第6条から第8条までを削り、第9条中「営業所又は」を削り、「所在地」の次に「(販売所を設置しない場合にあっては、主として利用カードの販売等をする区域)」を加え、同条を第5条とする。

別表を削る。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号) (第2条関係)

利用カード販売等開始届出書

年 月 日

長野県公安委員会 殿

届出者 住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり、利用カードの販売等を開始したいので届け出ます。

記

販売所の所在地		
販売所の名称		
業務の種類		
業務を開始する予定年月日		年 月 日
販売所における業務の実施を統括管理する者	氏名	
	住所	電話番号
業として利用カードの販売等しようとする者が法人である場合にあっては、その役員	代表者	氏名
		住所
		電話番号
		氏名
		住所
	氏名	
	住所	電話番号

利用カード又は識別番号の情報により利用できるテレホンクラブ等営業	名 称	
	営業所又は事務所の所在地	電話番号
設置する自動販売機等	形 態	
	型 式	
	製 造 番 号	

(備考) 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第2号から様式第4号までを削り、様式第5号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に、「利用カード販売廃止届出書」を「利用カード販売等廃止届出書」に、「氏名 印」を「氏名 ㊟」に、「販売を」を「販売等を」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第6号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に、「利用カード販売変更届出書」を「利用カード販売等変更届出書」に、「氏名 印」を「氏名 ㊟」に、「利用カード販売に」を「利用カードの販売等に」に改め、

「

販売所の名称	
--------	--

 を

「

販売所の名称	
業務の種類	

 に改め、同様式を様式第3号とする。」

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

少 年 課